

野田市行政改革大綱（素案）に対する意見募集の結果について

パブリックコメント手続によって皆さんからお寄せいただいたご意見と、市の考え方を紹介します。

1. 計画等の題名

野田市行政改革大綱（素案）

2. 意見募集の概要

(1) 計画等の案の公表日（意見募集期間）

平成20年11月25日（火）から平成20年12月25日（木）まで

(2) 募集結果

提出者数・意見数 94人（446件）

提出方法

直接持参 89人

郵送 2人

FAX 3人

Eメール 0人

計画等へ反映された意見数
3件

3. ご意見と市の考え方

(1) 項目別意見数

項目	意見数
第1章 策定の背景	
1 行政改革の必要性	1
5 行政改革の基本的考え方	3
第2章 具体的な取組方針	
1 事務事業の見直し	
(1) 市民との協働	15
(2) 民間活力の有効活用	51
(3) 行政サービスの在り方の検討	18
(4) 外郭団体等の見直し	5
(5) 公有財産の有効活用	14
(6) 財政運営の健全化	125
(7) 情報化の推進	7
2 組織等の見直し	
(1) 組織機構の見直し	6
(2) 定員の適正化及び勤務体制の見直し	65
(3) 給与の適正化	87
(4) 職員の資質の向上	47
全般について	1
その他	1

(2) ご意見の概要と市の考え方

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
<p>(行政改革の必要性P1)本文中「さらに、原油高騰による物価上昇や景気の低迷が市民生活に大きな打撃を与えている現状では、行政として効率化を図ることは当然の責務であるが、それはあくまでも市民(人間)の幸せが最優先されるべきことが根底におかれることを確認した上で、総合計画の実現に必要・・・と修正するべきである。</p>		<p>地方自治体の存立目的は地方自治法に「住民の福祉の増進を図ることを基本とし」と定められています。自治体の経営に当たっても当然そのことを念頭に置いており、ご意見の趣旨を踏まえ「・・・現状では、住民福祉の増進のため、行政として効率化を図ることは当然の・・・」に修正します。</p>	修正あり
<p>(行政改革の基本的考え方P9)「サービスが若干低下してもコストの大幅な削減が図れるものについても検討の対象とする」とあるが、サービス低下が最初から分かっているなら対象外としていただきたい。</p>		<p>限られた財源の下、新たな行政需要に適切に対応するためには、「サービスが若干低下してもコストの大幅な削減が図れるものについても検討の対象とする」ことが必要であると考えておりますので素案のとおりとさせていただきます。</p>	修正なし
<p>(行政改革の基本的考え方P9)行政改革の基本的考え方について、「新たな行政需要に適切に対応するため、コストが若干増加してもサービスが大幅に向上するもの」も検討の対象にするとあるが、この「サービスの向上」については、無秩序に住民の満足を満たすことにならないよう、常に行政本来の役割や守備範囲を確認しながら検討してほしい。</p>		<p>ご意見のとおり、常に行政本来の役割や守備範囲を確認しながら新たな行政需要に対応していくことが必要であると考えていることから、(15P)「行政サービスの在り方の検討」において、「社会経済情勢の変化に伴い、複雑・多様化しつつ増大する行政需要も、その内容は常に変化していることから、これらの行政需要に対し、真に必要とされる行政サービスを適格に把握し、かつ効率的に実施していかなければならない。」と記しております。</p>	修正なし
<p>(行政改革の基本的考え方P9)行政改革は、市民への行政サービスを向上させるのが第一で、市の財政の無駄をなくせば自ずと達成されていくはずである。</p>		<p>行政改革は、市民サービスを維持・向上させつつ、経費を削減しようとするものでして、素案も、この考え方に基づいております。</p>	修正なし
<p>(市民との協働P12)行政の役割、市民の役割を明らかにしたうえで、市民との協働を積極的に進めるべき。</p>		<p>市としても同様の考えを持っていることから、(P12)「行政と市民との役割分担を踏まえ、自治会との協働を中心として、NPO法人やボランティア団体、社会福祉協議会等の社会福祉法人との協働を更に推進する・・・」としております。</p>	修正なし

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
<p>(市民との協働 P12) 市民との協働について、市民協働を推進していくためには地域の力が大切であり、その中で自治会の果たす役割は大きい。一方で、自治会では役員の高齢化など、その基盤がゆらいできている。市役所からの押し付けではなく、自治会員の総意により、自発的に取り組むことが重要であり、行政も自治会活動活性化策などを一緒になって考える必要がある。</p>	2	<p>市としても、市民協働を推進していくためには地域の力が大切であり、その中で自治会の果たす役割は大変大きいと考えております。行政と自治会が協働して様々な取組を実施していく必要があり、そのために市では自治会等を通じ行政文書を配布し、きめ細かい情報の提供を行い、自治会に理解と協力をお願いしているものであります。ごみの減量化の問題においても、各自治会と十分コンセンサスを図りながら進めてきており、今後も十分コンセンサスを取りながら様々な取組を実施してまいりたいと考えています。また、自治会活動活性化策については、自治会連合会に働きかけてまいりたいと考えています。</p>	修正なし
<p>(市民との協働 P12) 自治会は任意参加の団体であり、地域美化、安全管理、文書配付などについては行政がそれに乗っているにすぎないのではないかとすれば、本来の行政サービスを行革の名の下に自治会に肩代わりさせていく危険を感じざるを得ない。もとより自治会の存在を否定するものではないが、自治会の意義、目的、機能、運営などにつき「市民議論」を十二分に尽くしたうえで実施に移されるよう求める。</p>		<p>市としても、市民協働を推進していくためには地域の力が大切であり、その中で自治会の果たす役割は大変大きいと考えております。行政と自治会が協働して様々な取組を実施していく必要があり、そのために市では自治会等を通じ行政文書を配布し、きめ細かい情報の提供を行い、自治会に理解と協力をお願いしているものであります。ごみの減量化の問題においても、各自治会と十分コンセンサスを図りながら進めてきており、今後も十分コンセンサスを取りながら様々な取組を実施してまいりたいと考えています。また、自治会活動活性化策については、自治会連合会に働きかけてまいりたいと考えています。</p>	修正なし
<p>(市民との協働 P12) まず単位自治会の世帯数を数千世帯(3,000~5,000世帯)に拡大し、真の意味での住民組織に改編した上で協働のまちづくりを推進する(当然行政の下請組織から脱却し、住民の意志による事業展開となる)。</p>		<p>自治会とは、住みよい地域社会をつくるため地域の共同性を下に組織された任意団体であるため、その再編について行政が関わっていくことは考えていません。しかしながら、昨今の防犯・防災に係る活動等を考えた際、小規模な自治会等については、その対応が困難であると考えられるため、自治会同士で連携を図っていただき新たな組織づくりを検討いただく必要があると考えておりますので、今後、自治会連合会に働き掛けてまいりたいと考えています。</p>	修正なし
<p>(キャリアデザインによるまちづくりとNPO法人及びボランティア団体との協働 P13) 野田市には各種分野で精通し、実務経験があり、知識・技術技能を持った豊かな人が多数居住していると思います。これらの人々を発掘し協働でまちづくりをしたならば住みよいまちづくりができると考えます。</p>		<p>市としても同様な考えを持っておりますので、貴重なご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	修正なし

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
<p>(キャリアデザインによるまちづくりとNPO法人及びボランティア団体との協働P13)今、求められていることは、「市民の自立 自治体の自立」に向けた施策の推進であり、当面は行政の本質である「市民の自立」を推進するため、全領域(障害者、高齢者、子育て支援はもとより、防犯・防災、環境保全、国際交流、教育、生涯学習、人権、健康、スポーツ、文化、芸術など)をカバーする市民活動推進の仕組みを構築すべきである。</p>		<p>ご意見のとおり、社会福祉協議会のボランティアセンターは基本的に福祉ボランティアを対象としており、NPO・ボランティアセンターも十分に機能していないため、キャリアデザインによるまちづくり(=ひとづくり)を推進するとともに、NPO・ボランティアサポートセンターの機能強化を図ってまいりたいと考えております。</p>	修正なし
<p>(キャリアデザインによるまちづくりとNPO法人及びボランティア団体との協働P13)梅郷駅西土地地区画整理地内の街区公園は、市民のふれあいの公園であり、憩いの公園になると考えます。そこで、公園の整備に当たっては、国の指針に基づき計画するのではなく、計画段階から市民が提案し整備すれば、市民に親しみやすい利便性の高い潤いのある利用者の多い安心・安全・明るい公園になると思います。</p>		<p>梅郷駅西土地地区画整理事業については、野田市が施行者として事業を進めております。地区内の街区公園の整備については、都市公園法において、都市公園を設置する場合の都市公園の配置、規模等に関する技術的基準を基に、基本的に組合施行の公園整備と同様に、地区内の地権者等の意見を参考に取り入れた形で整備を進めたいと考えております。また、公園の整備については、地権者以外の方からのご意見がございましたら、参考として取り扱わせていただきたいと思います。</p>	修正なし
<p>(キャリアデザインによるまちづくりとNPO法人及びボランティア団体との協働P13)キャリアデザインという言葉はあまりにも一般的ではないので、誰でもわかる言葉にしたい。</p>		<p>総合計画にも使用されており、市の政策を表現する言葉ですので、今後、折りに触れて、その理解と普及に努めますので、本文の修正はしませんが、その意味について脚注を付します。</p>	修正なし
<p>(情報提供、情報公開の充実による市民参加の推進P13)情報提供及び情報公開の充実による市民参加の推進に記される「実効性の検証」、「効果が認められる場合」の文言が何を想定しているかが不明であるが、実効性、効果の検証や認知はいったい誰が行うのか。こんな否定的前提を前置きすることなく徹底した情報提供、公開に努める大綱としていただきたい。</p>		<p>素案(P13)に記したように、引き続き情報公開及び情報提供の充実を図ってまいります。しかし、市民参加については、真に実効性のある手法を基本に考えておりますので、市民公募やワークショップなど、野田市で実施していない市民参加手法については、実効性を検証した上で効果が認められる場合に導入を図りたいと考えております。</p>	修正なし
<p>(情報提供、情報公開の充実による市民参加の推進P13)「市民参加」を言うのであれば、他市で実施している市民からの「公募」をすべきである。</p>		<p>素案(P13)に記したように、引き続き情報公開及び情報提供の充実を図ってまいります。しかし、市民参加については、真に実効性のある手法を基本に考えておりますので、市民公募やワークショップなど、野田市で実施していない市民参加手法については、実効性を検証した上で効果が認められる場合に導入を図りたいと考えております。</p>	修正なし

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
<p>(情報提供、情報公開の充実による市民参加の推進 P 13) 市民から貴重な意見を聴きたいとするのなら、資料の閲覧だけでなく内容について説明会を開くなどの工夫が必要であり、形だけのパブリックコメント手続にならないようお願いしたい。</p>	2	<p>現在のパブリックコメント手続は、試行的に実施しているものであり、貴重なご意見として承り、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	修正なし
<p>(民間活力の有効活用 P 13) 民間でもできる業務については、住民サービスが低下しないこと、最終的な責任を市が持つことを条件に民間委託、指定管理者制度等民間活力を積極的に活用すべきである。</p>	34	<p>市としても同様な考えを持っており、積極的に民間活力の有効活用を図ってまいります。</p>	修正なし
<p>(民間活力の有効活用 P 13) 民間委託せず直営を堅持する施設については、民間に委託された施設に負けないサービスを提供すべきである。市が直営で運営する意味を自覚してほしい。</p>		<p>直営施設についても、職員の創意工夫により経費を抑えながら、民間施設以上のサービスが提供できるよう鋭意努力してまいります。</p>	修正なし
<p>(民間活力の有効活用 P 13) 民間の活用とは、「とても安い時給で、その上サービス向上という過酷な労働をさせること」ということか。うわさでは、働く人が長続きせずやめてしまう、募集しても人が集まらないなどの問題があるという。もし、このような問題が続くなら“民間委託はやめよう”というくらいの柔軟な考えを持っていただきたい。</p>		<p>民間活力の有効活用は、住民サービスを維持又は増進させつつ経費を削減し、より一層の市民サービスの充実を図るためです。指定管理者や受託事業者について、ご指摘のような事態は聞いておりませんが、現状では、民間労働者の賃金等は非常に厳しい状況にあると考えておりますので、野田市としても、全国市長会を通し、国に対し法的整備を要望してまいりました。しかし、国の動きがみられないため、野田市として、今後、何ができるか検討してまいりたいと考えています。</p>	修正なし
<p>(民間活力の有効活用 P 13) 福祉施設にいい人材が集まりよい支援ができるよう賃金(委託料)を上げるなどの努力をしてほしい。</p>		<p>民間労働者の賃金等は非常に厳しい状況にあると考えておりますので、野田市としても、全国市長会を通し、国に対し法的整備を要望してまいりました。こうした中で、介護施設については、介護従事者の処遇改善のため、介護報酬が3%引き上げられ、これが的確に従事者の賃金に反映されるようチェック体制の構築もなされました。また、障害者自立支援法に基づく給付費についても報酬単価が引き上げられる見込みであり、福祉施設については、こうした報酬改定の動きがあります。</p>	修正なし

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
<p>(民間活力の有効活用 P13) 自治体が民間企業へ委託する場合には、一般競争入札となり、そこで働く労働者の賃金は企業任せとなり、新たなワーキングプアを生み出してしまうため、やむを得ず民間企業に委託する場合は、指名競争入札とし、最低価格を設定するなど労働者の賃金を守ることを行うべきである。</p>		<p>現在、野田市が実施している制限付一般競争入札の対象は、1件の設計額が1,000万円以上となる建設工事だけであり、業務委託については、指名競争入札又は随意契約の方法となっています。また、最低価格は設定していません。契約金額につきましては、地方自治法第234条第3項の規定により、あくまでも入札の結果により決定するものであり、労働者との労働条件、特に、賃金については、労使間の問題であると考えておりますが、現状では、民間労働者の賃金等は非常に厳しい状況にあると考えておりますので、野田市としても、全国市長会を通し、国に対し法的整備を要望してまいりました。しかし、国の動きがみられないため、野田市として、今後、何ができるか検討してまいりたいと考えています。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	修正なし
<p>(民間活力の有効活用 P14) 市はこれまで、「民間にできるものは民間に」と保育所や図書館、博物館などまでも指定管理者制度を活用して民間に委託し、大綱では更に残る保育所やこだま学園などの福祉施設、清掃工場まで民間委託化しようとする計画です。市が責任を持つべき固有の業務を、経費節減のためと称して安易に民間委託を促進するべきではないと考えます。</p>		<p>民間活力の有効活用は、住民サービスを維持又は増進させることを前提としておりますので、ご意見のように安易に促進はしておりません。</p>	修正なし
<p>(指定管理者制度活用の推進 P14) 今の施設の問題点を解決せずに、またムリ、ムダ、ムラを省く努力をしても不可能であるならばやむを得ないが、福祉は公営できちんと責任を持って対応してほしい。</p>		<p>直営の施設についても、ご指摘のような無駄等をはぶく努力はしておりまして、直営と比較し、サービスが維持又は向上し、かつ経費の削減が図れる場合に指定管理者制度を導入しております。</p>	修正なし
<p>(指定管理者制度活用の推進 P14) 今後委託化が進むと、福祉の現場全部で採用がストップすることは明らかです。市民サービスの低下は必至であり、その点からも委託をやめていただきたい。</p>		<p>直営の施設についても、ご指摘のような無駄等をはぶく努力はしておりまして、直営と比較し、サービスが維持又は向上し、かつ経費の削減が図れる場合に指定管理者制度を導入しております。</p>	修正なし

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
<p>(指定管理者制度活用の推進、公共施設の管理・運営の民間委託 P 14) 学童や保育所など福祉施設について、民間委託により、委託先が倒産した場合など、預けるところがなくなり困ってしまうので、全部民間にするのではなく、一つくらいは市直営施設を残してほしい。</p>		<p>保育所については、1事業者が指定管理者となる施設を2か所までとし、学童保育所については、素案(P 14)で、野田市社会福祉協議会に順次委託していくことを原則とするとしておりました。不測の事態にも十分対応できるものと考えております。なお、倒産リスクは、すべての民間企業に存するものですので、このリスクに備え、直営を残すのではなく、不測の事態が起きたときの対応をきちんと行うことが重要であると考えています。</p>	修正なし
<p>(指定管理者制度活用の推進 P 14) 指定管理者制度導入や民間委託する場合は、もっと保護者と話し合い、合意するということを明記してほしい。</p>		<p>指定管理者制度の導入や民間委託の決定は、市の管理運営事項に属しますので明記はできませんが、実施に当たっては、これまでも、保護者の理解を得た上で進めているところであり、今後も同じ方針です。</p>	修正なし
<p>(指定管理者制度活用の推進 P 14) 保育士不補充が押し進められているもとの、指定管理者制度が導入されていることや、先日の総務委員会でも臨時保育士だけで担任が行われているクラスが花輪保育所に1クラスあるなど深刻な現状にあると言えます。素案では、条件が整い次第、速やかに導入を図る施設として、こども館や保育所、こだま学園やあさひ育成園の名が挙がっています。こうした福祉施設の民間化が果たして良いものか疑問を持ちます。先日、首都圏を中心に保育所や学童保育所を経営する企業が、経営悪化を理由に突如閉鎖ということがありました。今後もこうした事態が増えることが十分に考えられるし、利益、儲けを追求する限り、当然、起こりうることだと思います。そのたびに、一番困るのは何よりも子ども達であり、保護者であり、そこで働く職員である。今必要なことは、保育士不補充政策を改め、保育士を新規採用し、充実した保育体制をとることではないでしょうか。</p>		<p>保育所については、経費を削減しつつ、保育サービスの充実を図るため、正規保育士の退職者不補充による指定管理者制度の導入を進めておりますが、クラス担任については、正規保育士を充てることを基本としておりました。ご指摘の花輪保育所については、やむを得ずの一時的措置です。しかし、今後、このようなことがなくなるよう、指定管理者制度導入の一層の促進を図ってまいりたいと考えていますので、保育士の新規採用の考えはありません。なお、指定管理者の倒産のリスクに対しては、1者が管理できる保育所数の上限を2か所までに限る措置を講じています。</p>	修正なし
<p>(公共施設の管理・運営の合理化 P 14) 「管理体制の強化」、「運営体制の強化」と「強化」を2回使っていますが、この「強化」とは、職員ないしは子どもたちにとっての記述なのか、よく分かりません。保育内容を充実させるという文言を入れて、その視点で書き換える必要があると思います。</p>		<p>「管理体制の強化」、「運営体制の強化」とも、学童保育の内容充実を図るためのものですので、「学童保育所については、学童保育の内容充実及び安全安心の観点から・・・」に修正します。</p>	修正あり

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
<p>(公共施設の管理・運営の民間委託 P14) 学童保育所の民間委託について、市では安全安心を保障してくれるのか。問題が起きた場合、市と業者間で責任のなすりつけあいになるという心配はないか。</p>		<p>事故や問題への対応については、事業者の運営内容に起因する明確な過失等がある場合を除き、公立の施設である以上、最終的な対応は野田市が責任を持って行います。</p>	修正なし
<p>(公共施設の管理・運営の民間委託 P14) 安全安心の観点から児童数の増加に対応できる管理体制とすることが重要であるために、社会福祉協議会が管理運営するとありますが、他市の事例でも社会福祉協議会に委託した場合に、責任の所在があいまいになる場合があるので、直営で運営していただきたい。</p>		<p>社会福祉協議会には、既に市内4か所の学童保育所の運営を委託しており、事故や苦情への対応や責任分担についても業務委託仕様書で詳細に規定し適切に運営されています。いずれにしても、事故や問題への対応については、事業者の運営内容に起因する明確な過失等がある場合を除き、公立の施設である以上、最終的な対応は野田市が責任を持って行います。</p>	修正なし
<p>(公共施設の管理・運営の合理化 P14) 各学童保育所に主任を置くなどありますが、その前に、指導員を増員し、子どもたちに目が行き届いた保育をすることや、指導員が安心して長時間継続して勤務できるようにするために、賃金労働条件を維持・改善することが重要だと思いますので、その点を追加してください。</p>		<p>直営学童保育所の指導員は臨時職員であり、雇用期間が1年を超えること自体が地方公務員法に抵触します。</p>	修正なし
<p>(公共施設の管理・運営の民間委託 P14) 14ページ現業部門の業務の民間委託について、ごみ収集業務は、公務員自らが行わなくてもよい業務であり、民間委託が直営よりも住民サービスの向上が図られ効率的と判断されているが、これまで乗車人員の減や資源回収モデル事業、最近では福祉収集を始めるなど直営ならではの事業を進めている。また、収集員が市職員であれば分別が悪いごみステーションの利用者を対象とした分別指導やごみ減量に向けた対話活動を行うこともでき、ごみ減量と清掃工場を長く使用することができる。また、全面委託では、災害時の速やかな対応や委託業者とのトラブルによる収集業務の停止などのリスクがあるため、衛生的に安心して暮らせることを担保するためにも清掃職員の不補充政策を止め、新規職員を採用し、直営でのごみ収集を残すべきである。</p>		<p>ごみ収集業務については、既に民間委託により、直営と遜色なく行われており、経費の節減も図られているため、引き続き、素案の方針に基づき、退職者不補充による民間委託を進めていく考えです。なお、ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業やごみの分別等の指導については、直営職員だけでなく、委託先の職員も実施しています。また、災害時については震災等廃棄物処理計画による速やかな対応ができる体制を整えるとともに、委託業者とのトラブルによる収集業務の停止がないよう複数の業者との契約を基本としています。</p>	修正なし

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
<p>(指定管理者制度活用の推進 P14) 図書館法改定を含む社会教育法等の一部を改正する法律案が国会で成立し、その際付帯決議が提案され採択されている。野田市の図書館では既に指定管理者制度が導入されているが、この決議にある「弊害についても十分考慮し、検討する」ことを踏まえ、再検討すべきであり、その際には単に経費節減のためでなく、「公の施設の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、公の施設の管理を行わせることができる」という法本来の目的に従って行われるべきである。専門性と業務の継続性を問われる施設である図書館への導入は、疑問があり、また、「地方および国の行政機関が責任を持つ(ユネスコ公共図書館宣言 1994年)とした世界共有の図書館理念になじまないと考える。</p>		<p>平成18年度せきやど図書館に指定管理者制度を導入、19年度には南・北図書館に指定管理者制度を導入してから、何ら弊害もなく管理運営をしており、市が図書館サービスを開始以来、平成20年の市内4館の合計貸出し冊数が100万冊を超えたこと等、図書館サービスの向上に努めた結果だと考えています。また、図書館の蔵書のあり方の検討や他自治体図書館との連絡調整等、全市的な一体性及び継続性を必要とする専門的業務については、興風図書館で対応しています。図書館サービスの専門性につきましては、指定管理者に対し、70%以上の司書有資格者を配置しなければならいと定めており、各館とも配置しているので保たれていると考えます。</p>	修正なし
<p>(行政サービスの在り方の検討 P15) 野田市は私立幼稚園の方が公立幼稚園より多く、入園児も多い。野田市の幼稚園教育は私立幼稚園が担っているようなものと考えるが、公立幼稚園の園児だけが料金の面で優遇されているように感じる。市立は保育料が安く、私立は高く補助が少ないため、私立幼稚園に対する援助を増やしてほしい。</p>	1	<p>野田市では、幼稚園児の約85%が私立幼稚園に在園していますが、公立幼稚園への就園状況を保護者の所得面から見たとき、低料金の保育料の公立幼稚園を選択しているといい難い部分もあることから、素案(P16)では、「私立幼稚園を含めた幼児教育支援の視点が重要であり、公立幼稚園の保育料や私立幼稚園就園児に対する助成との関係についても、十分留意する必要がある。」としております。</p>	修正なし
<p>(市役所の窓口時間の延長と公共施設の無休化・開館時間の延長 P16) 公共施設の無休化、開館時間の延長については図書館、体育館、運動場などまだできる施設があると思う。また、普段仕事をもっているので、利用者の立場にたつならば、平日の夜間や、土日に市の業務をしてほしい。</p>	13	<p>素案(P16)にあるとおり、新たな公共施設の無休化、開館時間の延長の実施につきましては、市民ニーズ及び導入効果を検証し、導入効果が認められると判断されれば積極的に導入を図りたいと考えております。また、本庁舎市民課窓口の時間延長及び日曜窓口の開設につきましても、本格実施に向けて試行を継続しますとともに、その他本庁窓口への対象拡大については、国の民間開放の動向を見極めつつ、検討してまいります。</p>	修正なし
<p>(行政サービスの在り方の検討 P16) 公共施設の有効活用は結構なことだが、すでに役割を終えたものについては、廃止(売却や取壊し)を検討したらどうか。</p>		<p>市でも同様に考えており、素案(P19)に「未利用地の有効活用・処分」を掲げています。</p>	修正なし

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
(行政サービスの在り方の検討 P16) 民営化は、コストの削減の一環として進められてきましたが、市民に直接サービスを提供し市民から感謝されることを実感できる仕事場が減少しています。合併によって規模が大きくなり、職員と市民との距離がより遠のき、市民の抱えている問題や声分からない自治体になっていくことをおそれます。市民への真の行政サービスは、市民を良く知ることから始まるものと考えます。		民間委託をしても市民への最終的な責任は市にありますので、市民のことが分からなくなるということはありません。素案(P12)に掲げる「市民との協働」を実施していくことにより、行政と市民は理解を深めていくことができると考えております。	修正なし
(外郭団体等の見直し P16) 既存の外郭団体については、民営化も視野に入れ将来性を十分に検討すべきである。	1	ご意見と同様に、既存の外郭団体については、社会情勢の変化に応じて、事業の必要性、市の関与の在り方、団体の在り方等を常に見直していく必要があると考え、素案(P16)にその旨記載しました。	修正なし
(外郭団体等の見直し P17) ゴルフ場について、市民特別料金の導入に期待する。	1	市も同様な考えを持ってしまして、素案(P17)では、「市民特別料金制の導入やけやき友の会の見直しなど、市民利用者増大のための具体的方策を講じる。」としております。	修正なし
(外郭団体等の見直し P17) 野田業務サービス株式会社の学校給食調理業務は、子どもの健康を第一に考えた献立により日本型食生活の大切さ、有難さを伝えてほしい。		献立については、野田業務サービスが作成しているものではなく、学校及び学校給食センターの栄養士が作成しております。今後も心身の健全な発達と食生活の改善に寄与する給食を提供して参ります。	修正なし
(公有財産の有効活用 P19) 市の財産で遊休している物があれば積極的に売払い、少しでも財源を確保し、行政サービスに充ててほしい。	10	素案(P19)にあるとおり、自主財源確保という観点から処分方法を工夫し売却を推進してまいります。	修正なし
(公有財産の有効活用 P19) 歳出削減だけではなく、歳入確保として、公共物へ有料広告を導入したことを評価する。さらなる歳入確保に努めていただきたい。	2	素案(P19)にあるとおり、導入効果が認められるものについては順次導入を進めてまいります。	修正なし
(財政運営の健全化 P19) 大綱素案がうたう「財政基盤の強化」を本気で図ろうとするなら「市民の基礎体力の維持強化」こそ基本と位置付けるべきである。国の構造改革に振り回されない改革大綱を急がず練り上げてほしい。そのための第一歩は、市民参加のもと、既計画事業を含め土木費の支出は徹底的に分析し直し、当面圧縮を断行し、社会保障・教育費に回すよう予算編成すべきであると考えます。		新市建設計画に基づく事業の進捗に応じ土木費は変動しているものであり、土木費中心の予算編成を行っているものではありません。	修正なし

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
<p>(財政運営の健全化 P19) 世代間における負担の衡平性に配慮すべきである。職員の退職手当引当金の積立て、市が所有する固定資産の更新に備えての減価償却引当金の計上が皆無となっている。退職金支出と固定資産更新に備えるためには、現世代が痛みを感じる複式簿記・発生主義会計の導入が必要と考えます。</p>		<p>発生主義の考え方を活かした財務書類の整備について、総務省から平成12年3月に普通会計の貸借対照表の作成モデルが示され、平成18年5月には新地方公会計制度研究会報告書において「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」が示され、平成18年8月の地方行革新指針では、すべての地方公共団体に対して平成21年度までにいずれかのモデルにより連結ベースでの貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産変動計算書の財務書類を整備することが要請されています。これは、財政健全化のため資産・債務改革を具体化していく際に必要な資産・債務の把握を公会計の整備を進めることで行うとされたためです。なお、2つのモデルが示されている理由は、財務会計システムの状況などが地方公共団体ごとに異なる中で、企業会計を参考とした財務書類の整備を進めていくものであり、それぞれの地方公共団体が実際に財務書類の作成を行う中で生じた課題を今後集約しながら、モデルに改善を加えていく手法が採用されているためです。当市においては、平成11年度決算分から総務省方式による貸借対照表を作成し、市報及びホームページにて公表しています。財務書類の整備についても平成20年度決算分から整備・公表する方向で検討を始めた段階にあり、財政健全化のため資産・債務の把握はもとより現状分析のツールとして重要と認識しております。については、行政改革大綱(素案)「(6)財政運営の健全化 財政規律の堅持」の第三項目に「・あわせて、資産・債務を的確に把握し予算に反映させるため、財務書類の整備に取り組んでいく。」を追加します。</p>	<p>修正あり</p>
<p>(財政運営の健全化 P19) 前年度実績に基づく予算配分だと無理に予算を消化してしまうので、支出の在り方をもう少し考えた方がいい。</p>	<p>1</p>	<p>毎年度の予算編成方針において、事務事業の徹底した見直しによる行政経費の縮減に努めるとともに、素案(P22)にあるとおり行政評価の導入を検討します。</p>	<p>修正なし</p>

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
<p>(財政運営の健全化 P19) 国保会計において近隣市で最低となっている一般会計からの繰入れを近隣市並に引き上げ、国保税の引上げを止めるべきである。</p>		<p>国民健康保険は相互扶助の精神に基づき、加入者の拠出金で成り立つ保険制度であるため、制度外繰入れは負担レベル全体を重視して対応すべきと考えております。制度外繰入れは、他の健康保険の加入者に、保険料の2重負担になること、国からも財政援助的な制度外繰入れは行うべきでないとの指導もあることから、制度外繰入金を増額は市民の理解を得られるものではなく、援助せざるを得ない最小限の額にとどめるべきと考えることから、行革大綱に定めるものではないと考えております。なお、現行の額は国保運営協議会で審議し決定した額となっています。</p>	修正なし
<p>(財政運営の健全化 P19) まめバスについて、年間通し、1台につきどれだけの赤字があるのか。関宿から南部地区まで一律どこまでも100円というのは、燃料費、人件費を合わせて考えても難しいのではないだろうか。もう少し見直しをお願いします。</p>		<p>まめバスは、野田市と関宿町との合併を機に、関宿地域から市役所等の公共施設へのアクセス性を高めるとともに、両市町の公共交通不便地域の改善を図り、新市の一体性の醸成及び均衡ある発展に資するため、平成16年1月に運行を開始したものです。また、運行に当たっては、運賃収入で運行経費をすべて賄うということではなく、運賃収入で賄えない部分については、合併による行政改革効果により生み出された財源の一部6,800万円の財政支出の範囲内で運行しているものです。運行当初から、斬新なデザインに加え、ワンコイン(100円)で手軽に利用できることが小さな子供からお年寄りまで幅広く受け入れられ、昨年12月には運行開始からの延利用者が145万人を超え、本年2月上旬には150万人になる見込みであり、大変多くの市民の皆さんにご利用いただいております。このようなことから、市としては、現行運賃を継続する中で、より多くの市民が利用できるようルートの見直し等を図ってまいりたいと考えております。</p>	修正なし
<p>(財政運営の健全化 P19) 市税等収納率は、100%が本来の姿だと思う。滞納者には厳しい処分が必要</p>	11	<p>市税滞納者については、預貯金などの差押えや換価を行っております。他の部署についても可能な限りの徴収対策を講じておりますが、徴収体制の問題など課題も多く、さらに、今後も納付意識の低下が危惧されています。このため現状の徴収対策を強化しつつ、共同徴収など、さらなる徴収対策の導入についても検討してまいります。</p>	修正なし

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
<p>(財政運営の健全化 P19) 国保税の滞納により資格証明書となっている子どもの解消は待ったなしの行政課題であると考ええる。</p>		<p>資格証明書は督促、催告、平日夜間や日曜日の納付相談などによっても接触できない滞納世帯に交付しており、納付相談で納付意思等の確認ができれば世帯員全員に短期保険証を交付しており、子どもについても世帯の一員としての対応を取っています。平成20年10月末に厚労省から「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」の通知を受け、市は対応を一步進め、義務教育以下の子どもがいる資格証明書世帯を訪問することとしましたが、去る12月に国保法が改正され、平成21年4月から資格証明書交付の義務教育以下の子どもには短期保険証を交付することとされたため、今後はこれに基づく対応を考えてまいります。</p>	修正なし
<p>(財政運営の健全化 P19) 国保税の減免制度について、市報による広報、滞納世帯への申請用紙等の送付・訪問相談など制度利用の促進に努めるべきである。</p>		<p>国保は相互扶助の精神に基づく医療保険であることから加入者全員の応分の負担による運営が原則であり、国保税の減免は例外的措置で、乱用は慎むべきと考えております。減免判定は担税力、生活実態などの客観的事実に基づくべきであり、所得や預貯金などの生活全般にわたる状況把握が必要なため、画一的な減免と認識されることがないように、安易に申請用紙等を滞納者に送付するなどの広報はせず、納付相談の中で必要に応じて制度説明とともに案内することとしております。</p>	修正なし
<p>(財政運営の健全化 P20) 補助金のばらまきをしないこと。全部白紙に戻して本当に市の補助金を必要としている団体を検証するべきではないか。</p>	31	<p>素案(P20)にあるとおり、引き続き費用対効果を検証するとともに、現行の削減ルールの見直しを図ってまいります。</p>	修正なし
<p>(財政運営の健全化 P20) これからは、補助金は一律何%削減とするなど、大幅な見直しが必要だと思えます。</p>	12	<p>素案(P20)にあるとおり、引き続き費用対効果を検証するとともに、現行の削減ルールの見直しを図ってまいります。</p>	修正なし
<p>(財政運営の健全化 P20) 「補助金の交付に当たっては、その事業並びに財務内容を監査するとともにヒアリングを実施し、その必要度並びに公平性、公正性を図る必要がある。」を追加する。</p>		<p>素案(P20)にあるとおり、引き続き費用対効果を検証するとともに、現行の削減ルールの見直しを図ってまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	修正なし

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
<p>(財政運営の健全化 P20) 現行の補助金削減ルールの見直し程度では、現下の世界的不況に対する対応としては不十分であるため、次のとおり提案する。</p> <p>1 補助金の現状を把握すること。</p> <p>2 現行の削減方針から補助金の使われ方の検証に重点を置くべきである。特に補助金交付規則第5条には「市長は、補助金の使途の適正を期するため、事業終了後、監査を行わなければならない。」とあるが、実際には監査を行っていない部署もあるようである。そこで、市民を主体とする第三者委員会で、補助金の支出が公益上の必要性に合致しているか、支出先の財務内容などから支出に問題がなかったかなどを検証し、市長に答申する。なお、監査については、監査の実務を指導する外部の人材を臨時的に使う。若しくは、監査マニュアルを作って行う。</p> <p>3 補助金交付規則について、以下の点について指摘するので所要の改善を図ることを望む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 規則第5条の「市長は、補助金の使途の適正を期するため」を検証するために必要な事項を記載させる。 ・補助金の返還について 規則第4条に「補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる」とあるが、期日までに納付しなかったときの処置の規定がない。 ・事業終了後の監査について 規則第5条では、市長による監査を義務づけているが、実際には実施したかどうかは確認できない状況にある。監査は、補助金が適正に使用されたか否かを検証する最重要事項であるから、監査を行った場合は所定の様式によりその内容を市長に報告するという一連の流れをルール化する必要がある。 		<p>補助金の在り方については、削減効果を分析し課題を整理した結果として、一定の効果は見られたものの年々その効果が減少傾向にあるため、素案においては、存続意義の薄れたもの、当初の目的が達成されたものなど、引き続き、費用対効果を検証することとし、現行の削減ルール全般にわたり見直しを図る方針を示したものです。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	修正なし
<p>(財政運営の健全化 P20) 給付サービスについては、目的と効果をしっかりと検証し、安易に給付が継続しないよう、また、給付額については公平性を逸するこのないよう検討を望むものである。</p>	18	<p>素案(P20)にあるとおり、既存の給付サービスについて不断の見直しを行い、真に必要なサービスの提供に努めてまいります。</p>	修正なし

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
(財政運営の健全化P20)入札や契約は、公正にしっかりとやってもらいたい。	12	公正な競争を促進するため、入札・契約制度の過程の透明性・客観性の向上を図りつつ、過度の価格競争により工事の品質が低下しないよう、素案(P20)に基づき、入札・契約制度の改善に努めてまいります。	修正なし
(財政運営の健全化P21)使用料等の負担については、受益者負担の設定の考え方に基づき、事業の公益性に留意しながら適正化に努めてほしい。	22	素案(P21)では、受益者負担の考え方に基づき、施設ごとに適正な使用料の額を設定し、不適切な使用料については見直すこととしておりますが、受益者負担割合の設定の基準の1つとして公共性を用いています。	修正なし
(財政運営の健全化P21)受益者負担割合の設定と考え方の分類の主な施設例にグループホーム、小規模特別養護老人ホーム、通所介護施設などの老人福祉施設、介護施設を入れていないのはなぜか。追記してほしい。		素案(P21)に掲げる施設は例示ですので、追記する考えはありません。なお、介護施設の利用に伴う利用者負担については、介護保険制度に基づき設定されます。	修正なし
(財政運営の健全化P21)梅郷駅東口自転車駐輪場は、21年度に整備される予定ですが、西口駐輪場の無料に対して東口駐輪場は有料となると、東口の利用者は少なくなると思います。東口駐輪場を無料にすれば西口と公平になり、東口の利用者も増えると思います。昨今の景気の悪化では通勤者の負担を軽減すべきと考えます。また、民間の駐輪場には、市が一部協力金を支払うことで経営圧迫にはならないと考えます。		梅郷駅東口については、現在無料の仮設自転車駐輪場がありますが、自転車等駐輪場の整備に伴い有料化を予定しており、使用料の設定については、民業圧迫とならないよう留意することを基本とし、梅郷駅だけの民間施設でなく野田市全体の民間施設を考慮し、既存の市営自転車等駐輪場の料金設定を基に野田市自転車等駐車対策協議会に諮り決定していきたいと考えております。西口については、基本的には有料化を計画していきますが、現在、梅郷駅西土地画整理事業が施行中であり、そのため事業に支障をきたさないよう地権者の了解を得ながら仮設自転車等駐輪場を3か所確保しており、市営の有料自転車等駐輪場と同等の整備はできないことから無料としています。また、経済的に配慮が必要な学生の割引や障害者等の社会的弱者の免除、民間自転車駐輪場の使用料との差額について直接助成する自転車等駐輪場使用料助成制度があり、これらは利用者に対する補助であり、市場性、選択性の高い民間駐輪場経営者に対する一部協力金等は、考えておりません。	修正なし

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
<p>(財政運営の健全化 P21) 自転車駐車場の受益者負担について、「民業圧迫とならないよう留意する」とされていますが、環境問題が重視されているとき自転車の活用を促進する視点が重要で、近隣市とバランスのとれた料金体系を検討すべきです。</p>		<p>野田市内の各駅においては、その必要台数に応じて、自転車等駐車場を確保しております。現時点では施設整備を行った野田市駅、川間駅については有料とし、施設整備ができない状況にある愛宕駅等の仮設自転車等駐車場については、無料としています。なお、使用料については、受益者負担の設定の考え方に基づき、自転車等駐車場は市場性が高く、選択的であるため、民業圧迫とならないよう留意することを基本とし設定していきたいと考えています。</p>	修正なし
<p>(情報化の推進 P22) 住民のプライバシーを保全するために、個人情報の管理などセキュリティを万全にする必要が出てくるのではないかと。</p>	1	<p>ご意見と同様にセキュリティを万全にすることは情報化を推進する際にもっとも優先されるべきことと認識しておりますので、素案(P22)に市のセキュリティ対策を具現化したセキュリティポリシーの遵守を明記しました。</p>	修正なし
<p>(情報化の推進 P22) 電子化と並行してパソコンやインターネットを使えない人にも十分配慮してほしい。</p>	1	<p>情報の提供に際してはインターネット弱者に十分配慮し情報格差が生じないように配慮することを素案(P22)に明記しております。</p>	修正なし
<p>(情報化の推進 P22) もっと魅力のあるホームページを作成してほしい。</p>		<p>市のホームページは、「市民への説明責任を果たす」というコンセプトに基づきながら、分かりやすいホームページづくりに努めています。特に、市民からのアクセス数の多い施設案内や交通案内、くらしの便利帳などの分野をより分かりやすく、便利にするとともに、申請書ダウンロード及び入札情報などを追加するなど、コンテンツの更新に努めています。今後も、市民の皆様からいただいた意見、要望や、他市のホームページなどを参考にしながら、分かりやすく、魅力あるホームページにしていきたいと思いますと考えております。</p>	修正なし
<p>(情報化の推進 P22) 携帯電話用の市のホームページを開設し、携帯電話を活用して、施設の予約や役所への申請ができるようにしてほしい。</p>	1	<p>いただいたご意見を、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	修正なし

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
(組織機構の見直しP23)縦割り行政の弊害を失くすため組織をもっと簡素化したほうがよい。	3	行政需要の変化は、年々そのサイクルを狭めてきていることから、これに的確に対応するため、今後も組織の見直しについて、実施して参ります。また、縦割り行政の弊害を失くすため、組織が有効に機能するよう組織体制の整備についても検証していくことを素案(P23)に明記しております。	修正なし
(組織機構の見直しP23)枠内部分に次の項目を追加する。 ・民間団体事務処理担当を廃止し、当該団体に移管する。		市政の発展に重要な役割を担う民間団体に対する支援は、その団体が自立できるまでの間の支援として、事務処理等を担当しておりますが、最終的には各団体が自立し、各々事務処理をしていただきたいと考えております。	修正なし
(組織機構の見直しP23)機構改革については、様々な意見があるため、問題意識のみにとどめ、具体的な統廃合などは明記すべきでないと考えます。		複雑・多様化しつつ増大する行政需要に適格に対応した行政サービスを提供するために組織の統廃合を実施するものであり、問題意識の提起のみでは課題の解決になりません。集中改革プランで実施時期等を位置付け遅滞なく見直しを図りたいと考えております。	修正なし
(定員の適正化及び勤務体制の見直しP24)職員削減は、継続的に行っていくべきである。	59	適正な定員管理を推進し、確実に目標を達成するため、素案(P25)に平成27年度当初の職員数を1,030人とする職員削減計画を策定することを明記しております。	修正なし
(定員の適正化及び勤務体制の見直しP24)素案では、平成27年度当初の職員数を1,030人にする計画が書かれています。平成22年の数字では政府の行革削減目標4.6%に対して12.5%削減の過大な定員削減になっています。職員の健康・生活を守ることを基本に過大な定員削減は見直すべきです。	1	行政改革推進法は、最低でも4.6%以上の削減を目指すものであり、野田市実績の12.5%は過大なものではなく、住民サービスを維持又は向上させつつ職員を削減したものと評価されるべきものです。素案において平成27年4月1日現在の職員数を1,030人としたのは、合併前の平成13年度当初旧野田市職員数1,031人を下回ることで、究極の行政改革である合併効果を最大限に発揮しようとするものです。新たな職員削減計画案では、職員の年齢構成の平準化への取り組みとして、計画期間中に147人を採用するとともに、職員1人当たりの人口を本年度の132人から、現在の流山市、鎌ヶ谷市並みの150人とし、より効率的な行政運営を可能としております。	修正なし

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
<p>(定員の適正化及び勤務体制の見直し P24) 特に現在民間委託が進められ、全く採用がない職種・職場があり、臨時職員がいないと仕事に支障をきたす状況です。「職員の年齢構成に配慮しつつ」とあるなら、職種によって全く採用がないということをやめるよう大綱に明記していただきたい。</p>		<p>現業部門、保育士等については、素案(P14)において退職不補充により民間委託又は指定管理者制度を導入していくこととしております。</p>	修正なし
<p>(定員の適正化及び勤務体制の見直し P24) 民間会社経験者を中途採用し、新しい血を入れ職場を活性化すべきである。</p>		<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	修正なし
<p>(定員の適正化及び勤務体制の見直し P25) 臨時職員の長期継続雇用は、地方公務員法の規定を遵守し早期に解消を図るべきである。</p>		<p>市としても同様な考えを持っており、素案(P25)のとおり、長期継続雇用の解消を推進します。</p>	修正なし
<p>(給与の適正化 P26) 公務員はすべてにおいて民間より恵まれすぎている。景気が悪化している現状を職員は自覚すべきであり、給与や手当の引き下げは当然であり、早急を実施すべきである。</p>	83	<p>市としても同様な考えを持っており、素案(P26)のとおり、地域手当の適正化など給与の適正化を図ってまいります。</p>	修正なし
<p>(給与の適正化 P26) 地域手当を国基準3%まで削減する計画であるが、国基準に準拠しなければならない理由に、地方公務員法第24条第3項及び行政改革推進法第56条第1項及び第2項の規定をあげているが、この二つの法律は、根本的に矛盾するものとなっている。地方公務員法では、職員の給与を定める上で考慮すべきものとして生計費を一番にあげているが、行革推進法では生計費にはふれられていない。行革推進法で民間給与水準に合わせることを定めていることは、地方公務員の給与水準の第一にあげている生計費を無視するものであり、全国すみずみで日夜市民の暮らしを守るために奮闘している自治体職員の生活を脅かすものである。職員が安心して市民サービスに打ち込める賃金・労働条件を確立することが必要ではないか。</p>		<p>地方公務員の給与について、行革推進法第56条第1項は、「国家公務員の給与に係る措置に準じた措置を通じ、民間給与の水準を的確に反映させる」ことを求めています。国家公務員の給与は、生計費及び民間事業の賃金を考慮した人事院勧告によって決定されるものであって、国家公務員の給与に係る措置に準じた措置をとること、すなわち人事院勧告に準じた措置をとることで、生計費及び民間給与の水準が的確に反映されます。また、地方公務員法第24条第3項は「国家公務員の給与に準ずる」ことで実現されると解されていますが、人事院勧告によって決定される国家公務員の給与には、生計費と民間賃金についての考慮が盛り込まれているので、地方公共団体が職員の給与をこれに準ずることとすれば、国及び他の地方公共団体とも均衡が保たれ、結果、本項の目的が実現されるものです。したがって、両法の規定に矛盾はなく、素案の方針に基づき地域手当の適正化を図ります。</p>	修正なし

意見の概要	同種意見数	市の考え方	案の修正
(給与の適正化 P27) むだな残業が多いのではないかと。残業の管理については厳密に行ってほしい。	1	素案(P27)にあるとおり、引き続き、全職員の仕事に対する意識の徹底等を図ることにより、時間外勤務の総時間数の抑制に努めます。	修正なし
(職員の資質の向上 P27) 景気の急落により、民間ではいち早く従業員削減を行いマスコミをにぎわしているが、公務員と同様、効果的効率的な行政改革はより少ない職員でより質の良いサービスをと考えられる。その中心的課題は、職員一人一人の意識にかかってくる。仕事、職務へのやる気と常にサービス精神が求められます。	5	市も同様に考えており、素案(P27)にあるように、人材育成の基本方針を見直し、職員研修の充実を図ります。	修正なし
(職員の資質の向上 P27) 職員研修の課題に次の項目を追加する。 ・職員が公務員として市民奉仕への取り組むための精神的支柱として、明るく、上下の隔てなく議論し、生きがいのもてる職場環境をつくることを内容とした「職員憲章」を制定し、毎朝礼時に唱和することを進める。		いただいたご意見は、人材育成の基本方針を見直す際の参考とさせていただきます。	修正なし
(職員の資質の向上 P28) 人事評価を徹底し、給与に反映すべきである。	38	市も同様に考えており、素案(P28)にあるように、試行中の勤務評価制度を平成21年度中に見直し、平成24年度までに本格実施し、勤務評価の結果を給与等の人事管理に適正に反映させます。	修正なし
(職員の資質の向上 P28) 希望降格制度とは別にやる気を出させるため、希望昇格制度や応募制度など大胆な人事制度を構築してほしい。		いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	修正なし
(全体) 素案には、「総合計画の実現」に「行政改革を進めていくことが必要不可欠」だと書かれ、事業や施設の民営化、補助金・給付サービス・使用料などの負担見直し、及び職員の定数削減などの方針は明確に書かれています。しかし、住民へのサービス向上の内容は明確でなく、大型公共事業の見直し・削減は手が付けられていません。これでは、大型公共事業を促進するための行革大綱と指摘せざるを得ません。		住民サービス向上の施策は、総合計画及び総合計画の実施計画において具体的に位置付けられております。また、事務事業については、必要な事務事業を推進する一方、その規模に関係なく、不必要な事務事業については、見直しを図っております。	修正なし
(その他) 議員の報酬は、会議があった時だけ、日当として払う。		行政改革大綱は、執行機関を対象とするものであり、議決機関である議会を対象とするものではありません。	修正なし